

令和2年4月9日

区立園の一時保育をご利用の皆様へ

新宿区子ども家庭部  
保育課長 加藤 知尚

### 区立保育園、子ども園等の一時保育の休止について

日頃から、新宿区の保育行政にご理解、ご協力くださいまして、誠にありがとうございます。

政府は、令和2年4月7日付けで、新型コロナウイルス感染症について、「国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるもの」として、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、緊急事態宣言を発出しました。これにより、新宿区を含む東京都が、緊急事態措置の対象地域として指定されたところです。

こうした状況を受け、4月13日（月）から5月6日（水）までの間、一時保育の実施を休止します。利用者の皆さまのご理解・ご協力をお願いいたします。

真にやむを得ない理由により、ご家庭での保育が困難な場合はご相談ください。

なお、今後の新型コロナウイルス感染症の発生状況により、休止期間を延長することがあります。その場合は改めてお知らせします。

（問合せ先）

新宿区子ども家庭部保育課

入園・認定係 TEL 03-5273-4527

運営係 TEL 03-5273-4525

FAX 03-3209-2795

（FAX番号両係共通）